

生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の認定申請について

吹田市福祉部 生活福祉室

1. 申請受付等について

(1) 受付時間について

- ・受付時間：9時から12時、12時45分から17時30分まで

(2) 認定について

申請を受理した日から可能な限り速やかに認定します。

(3) 申請方法について

- ・郵送による場合は、下記までご送付ください。

※なお、送付に際しては書留等紛失のおそれのない方法でご送付ください。

〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市福祉部 生活福祉室 福祉グループ（困窮担当）宛

- ・来庁して提出する場合は、必ず事前に電話にて予約をお願いします。

（予約されていない場合、受付できない場合もありますのでご注意ください。）

◇申請予約等問合せ先

吹田市福祉部 生活福祉室 福祉グループ（困窮担当）

TEL 06-6384-1231（内線 2495）

直通 06-6170-5861

9時から12時、12時45分から17時30分の間にお願いします。

2. 認定申請について

申請に際しては、生活困窮者自立支援法施行規則第21条各号に規定する就労訓練事業の認定基準を満たすことが必要です。

認定申請を行う前には、認定基準と当該基準を補足し、認定を受けた事業者が順守すべき事項を定めている「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」（平成30年10月1日付け社援発第1001第2号厚生労働省社会・援護局長通知）を併せてご確認ください。

(1) 認定について

認定は、吹田市内に就労訓練事業の経営地のある法人に対して行います。

(2) 認定の対象について

認定は、事業所ごとに行います。ただし、同一法人が、吹田市内に立地する複数の事業所において就労訓練事業を実施する場合は、複数の事業所をまとめて申請することができます。

(3) 認定基準の内容については、以下のとおりです。

<就労訓練事業者に関する要件>

- ① 法人格を有すること。
- ② 就労訓練事業を健全に遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有すること。
- ③ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- ④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。

※例えば、就労支援体制、訓練や支援付雇用における具体的な作業の内容、利用状況等について、ホームページ等において公開すること。

⑤ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

イ 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

キ 破産者で復権を得ない者

ク 役員のうちアからキまでのいずれかに該当する者がある者

ケ 上記のほか、その行った就労訓練事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

<就労等の支援に関する要件>

就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

① ②に掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者（就労支援担当者）を配置すること。

② 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。

ア 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。

イ 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。

ウ 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する支援について必要な措置を講じること。

<安全衛生に関する要件>

就労訓練事業を利用する生活困窮者（労働基準法第9条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

<災害補償に関する要件>

就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

3. 認定申請に必要な書類と留意事項について

(1) 必要な書類について

認定申請の手续に必要な書類は、以下(①及び②)のとおりです。

①生活困窮者就労訓練事業認定申請書(生活困窮者自立支援法施行規則により定めるもの)

- (ア) 就労訓練事業を行う者(申請者)の名称
- (イ) 就労訓練事業を行う者の主たる事務所の所在地、連絡先
- (ウ) 就労訓練事業を行う者の法人の種別、所轄庁
- (エ) 就労訓練事業を行う者の法人の代表者の氏名
- (オ) 就労訓練事業が行われる事業所の名称
- (カ) 就労訓練事業が行われる事業所の所在地、連絡先
- (キ) 就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名
- (ク) 就労訓練事業の定員の数

※ただし、定員10名以上で行う場合は、事業開始の日から一月以内に、第二種社会福祉事業開始届(認定生活困窮者就労訓練事業(10名以上の定員を設定する事業所)の提出が必要。

- (ケ) 就労訓練事業の内容
- (コ) 就労訓練事業における就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名

②添付書類

添付書類	要件等
1. 法人の全部事項証明書(原本) ※発行日より、3箇月以内の証明書	(ア) 法人格を有すること
2. 事業所の平面図及び写真 (写真は、事業所の外観や就労訓練等が行われる場所)	(イ) 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること
3. 事業所の概要が分かる書類及び法人等の組織図	
4. 直近の貸借対照表又は収支計算書の写し (原本証明要)	
5. 就労訓練事業を行う者の役員名簿	(ウ) 法人やその役員が欠格要件に該当しないこと
6. 誓約書(様式第2号)	(エ) 誓約書1~8を確認後誓約すること。 3については、情報公開の方法を記載すること (別添記入例を参照してください)
7. 必要があると認めた場合、別途指示します	(オ) その他市長が必要と認める書類

※社会福祉法人及び消費生活協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人は、1~5の添付は不要です。

(2) 申請書等の補正

申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、申請者は、吹田市の指示に従って速やかに補正してください。全ての補正が完了した後、認定に係る手続を行います。

(3) 認定及び情報の公開等

申請に係る就労訓練事業が、認定基準に適合していると認めるときは、認定を行います。

この場合、認定番号を付番するとともに、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業認定通知書を送付することにより、認定を行った旨を通知し本市のホームページ等で情報を公開します。

一方、認定を行わない場合は、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業不認定通知書を送付します。

(4) 認定の取消

認定に係る就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）が、認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消します。

(5) 報告徴収

法の施行に必要な限度において、認定就労訓練事業を行う者又は認定就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めます。

(6) 社会福祉事業との関係

認定就労訓練事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項の第二種社会福祉事業に位置付けられていることから、生活保護受給者も含め10名以上の定員を設け就労訓練事業を行う場合は、同法第69条第1項の規定に基づき、事業開始の日から1月以内に、第二種社会福祉事業開始届（認定生活困窮者就労訓練事業（10名以上の定員を設定する事業所））により、届け出てください。

なお、この際、事業者は生活困窮者就労訓練事業認定通知書の写しを添付してください。

4. 事業開始後（事業変更の届出）について

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業について、3（1）の①に掲げる事項（3（1）①（オ）から（キ）までに掲げる事項を除く。）に変更があった場合は速やかに変更のあった事項及び年月日を、3（1）（オ）から（キ）までに掲げる事項について変更をしようとする場合にはあらかじめその旨を、認定生活困窮者就労訓練事業変更届（事前届出事項については様式第6号、事後届出事項については、様式第5号）により、届け出てください。

また、第二種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、これとは別に変更の日から1月以内に、社会福祉法第69条第2項の規定に基づく届出が必要ですので、所定の事項を届け出てください。